十二　次に掲げる者の監督に関すること。 ［イ・ロ　略］ ハ　電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者 ニ［略］ホ［略］ヘ［略］ト［略］チ［略］リ［略］ヌ［略］ル［略］ヲ［略］ワ［略］カ［略］ヨ［略］タ　電子決済手段等取引業を行う者 レ［略］ソ［略］ツ［略］ 5　［略］	十二　次に掲げる者の監督に関すること。 ［イ・ロ　同上］ ［号の細分を加える。］ ハ［同上］ニ［同上］ホ［同上］ヘ［同上］ト［同上］チ［同上］リ［同上］ヌ［同上］ル［同上］ヲ［同上］ワ［同上］カ［同上］ ［号の細分を加える。］ ヨ［同上］タ［同上］レ［同上］ 5　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和五年六月一日から施行する。